

議案第114号

指定管理者の指定について議決を求める件

指定管理者の指定について、鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称 県営住宅（大島郡与論町内分）
- 2 指定管理者 大島郡与論町茶花1418番地1
与論町
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

県営住宅（大島郡与論町内分）の指定管理者を指定しようとするものである。